

# 確定申告 住民税申告

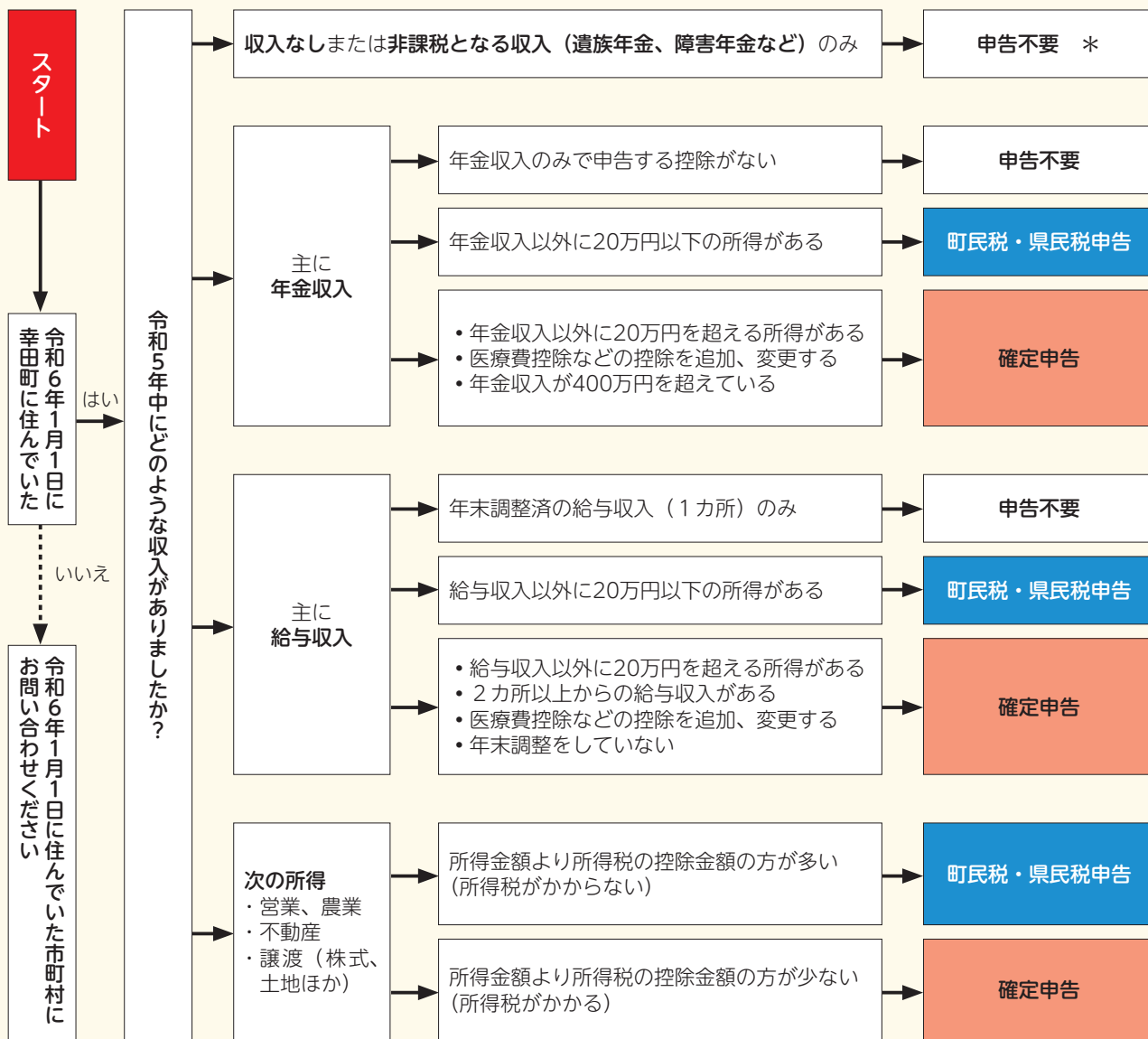
2月16日(金)～3月15日(金)

所得税や町県民税の申告時期です。所得税の確定申告がなくても、町県民税の申告をする必要がある人もいます。申告が必要か確認し、該当する場合は早めに準備して申告会場で提出するか、郵送、持参、電子申告（確定申告のみ）のいずれかの方法で提出してください。

## 所得税、町民税・県民税の申告が必要？

「申告が必要かどうか」「何の申告が必要か」が簡単に判断できます。

- このフローチャートは一般的な例を示しています。当てはまらない事例や載っていない事例もありますので、詳細はお問い合わせください。
- 所得税の還付を受ける人は、確定申告が必要です。



\* 所得証明書の発行、国民健康保険税や介護・後期高齢者医療保険料の算定などに影響するため、申告が必要な場合があります。

## 令和5年分から変わります

### 【課税方式が統一】

上場株式などの配当所得および譲渡所得について、所得税と町民税・県民税（個人住民税）の課税方式が統一されました。これにより、所得税と町民税・県民税（個人住民税）で異なる課税方式を選択することはできなくなります。

## 申告を忘れると・・・

課税・非課税の決定ができず、次のような影響が生じます。

- ・ 所得証明書などの発行ができません。
- ・ 国民健康保険税や介護保険料などの正しい額が算出されず、軽減が適用されない場合があります。
- ・ 児童扶養手当やそのほかの給付制度に該当しても、受給できない場合があります。

## 医療費控除を申告する人へ 「医療費控除の明細書」の作成が必要です

医療費控除を受けるには、医療費控除の明細書の作成が必要となります。医療費の領収書の添付では控除を受けることができませんので、事前に準備してください。

- ・ 人ごと、病院・薬局などの支払先ごとに分け、支払った医療費を記入してください。医療費控除の明細書は国税庁ホームページからダウンロードするか、税務課（役場1階6番窓口）でも配布しています。
- ・ 医療保険者から交付された「医療費通知」（医療費のお知らせなど）を添付すると、明細書の記入を省略できます。
- ・ 医療費の領収書の提出は不要ですが、税務署が必要に応じ、医療費の領収書の提示を求める場合があるため、自宅で5年間保存してください。

## 確定申告をすれば税金が戻る場合

確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人で、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ①年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- ②一定の要件のマイホームを取得などして、住宅ローンがあるとき
- ③マイホームに特定の改修工事をしたとき
- ④災害や盗難などで資産に損害があるとき
- ⑤多額の医療費を支出したとき
- ⑥特定の寄附をしたとき



年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 氏名

1 医療費通知に記載された事項

2 医療費（上記1以外）の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) 支払った医療費の区分
		診療・治療		
		医薬品購入		
		診療・治療		
		医薬品購入		
		診療・治療		
		医薬品購入		
		診療・治療		
		医薬品購入		
		診療・治療		
		医薬品購入		
		診療・治療		
		医薬品購入		
		診療・治療		
		医薬品購入		
		診療・治療		
		医薬品購入		
		診療・治療		
		医薬品購入		

## 所得税の確定申告をする人へ 自宅からパソコン、スマートフォンで簡単に確定申告できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで確定申告書を作成できます。またマイナンバーカードをお持ちの人は、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

混雑する申告会場に行かずにできる、確定申告書等作成コーナーとe-Taxをぜひご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」  
へアクセス



画面の案内  
に従い入力

提出は、  
e-Taxまたは郵送でOK!

※申告期間中にご自身で申告書を作成した人は、封筒に入れ、表面に住所・氏名を記入の上、税務課（役場1階6番窓口）までお持ちください。

★確定申告期間中は24時間いつでも申告可能！

★案内に従うだけの簡単入力！

★自動計算なので計算誤りの心配なし！

確定申告作成手順は「国税庁動画チャンネル」で確認してください。



←動画で見る確定申告

## 役場での申告相談

源泉徴収票などを基に申告書の作成・受け付けをします。  
ご自身で申告書を作成することができない場合にご利用ください。

### とき

2月16日(金)～3月15日(金) (土日祝日を除く)  
午前9時～正午、午後1時～4時

### ところ

税務課 (役場1階6番窓口)

### 受付できる申告

町民税・県民税の申告、所得税の確定申告

### 持ち物

### 役場で申告できない所得税の確定申告

次の申告は岡崎税務署で申告相談をしてください。

- ①事業所得、不動産所得、土地・建物や株式などの譲渡所得、退職所得がある申告
- ②住宅借入金等特別控除、雑損控除を受ける申告
- ③海外に居住している親族を扶養に入れる申告
- ④亡くなった人の申告 (準確定申告)
- ⑤損失の申告
- ⑥過年分 (令和4年分以前) の申告
- ⑦FXなどの金融商品や暗号資産の申告

	対象	必要なもの
共通	すべての人	マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類、本人確認書類
該当する人	還付申告をする人	通帳など本人の預金口座番号の分かるもの
	お持ちの人のみ	税務署から送付されたお知らせはがきまたはお知らせ通知書、確定申告書類 (いずれも郵送された人のみ)
		前年の申告書の控え
		利用者識別番号の分かる書類
	給与収入、年金収入がある人	源泉徴収票の原本 (給与支払者、年金支払者が発行)
	報酬や謝礼、個人年金を受け取った人	支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書など
	そのほか収入がある人	収入金額および必要経費が分かる書類
	社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の納付済額のお知らせ、国民年金保険料控除証明書、年間支払額の証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
医療費控除を受けたい人	医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など	
ふるさと納税などの寄附金を支払った人	寄附金の領収書・証明書 *確定申告を行うと申請済みのワンストップ特例は無効になります	
障害者手帳などをお持ちの人	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など	

\*ほかにも書類が必要となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

**予約方法** インターネット予約  
パソコン、スマートフォンから予約してください。



↑申告相談の予約はこちら

## 申告相談のインターネット予約受付中!

URL : <https://airrsv.net/kota-kakutei/calendar>

\*予約希望日時 (1時間枠) を指定してください。予約希望日の2日前まで予約可能です。

\*電話や役場窓口での予約は受け付けていませんが、スマートフォンなどを税務課 (役場1階6番窓口) にお持ちいただければ、予約の入力を補助します。

### ～インターネット予約以外の受付方法～

\*当日の整理券は、午前8時30分～午後4時に会場で配布します。**午前7時30分～8時30分の役場入口前での整理券の配布は行いません。**整理券がなくなり次第、受付を終了します。

\*申告期間中にご自身で申告書を作成した人は、封筒に入れ、表面に住所・氏名を記入の上、税務課 (役場1階6番窓口) までお持ちください。

## 岡崎税務署での確定申告相談

ご自身のスマートフォンを利用して確定申告書を作成します（入力操作はご自身でしていただきます）。

### 【所得税および復興特別所得税・贈与税の申告】

**とき** 2月16日(金)～3月15日(金)（土日祝日を除く。ただし、2月25日(土)は開設） 午前9時～午後5時

### 【消費税および地方消費税の申告（個人事業者）】

**とき** 2月16日(金)～4月1日(月)（土日祝日を除く。ただし、2月25日(土)は開設） 午前9時～午後5時

**ところ** 岡崎合同庁舎5階共用大会議室（岡崎市羽根町字北乾地50-1 シビックセンター隣）

### 持ち物



	対象	必要なもの
共通	すべての人	マイナンバーカード *マイナンバーカード発行時に設定した署名用電子証明書（英数字6～16桁）、利用者証明用電子証明書（数字4桁）のパスワードも必要です
		スマートフォン
		筆記用具、電卓
該当する人	還付申告をする人	通帳など本人の預金口座番号の分かるもの
	お持ちの人のみ	税務署から送付されたお知らせはがきまたはお知らせ通知書、確定申告書類（いずれも郵送された人のみ）
		前年の申告書の控え
		利用者識別番号の分かる書類
	給与収入、年金収入がある人	源泉徴収票の原本（給与支払者、年金支払者が発行）
	報酬や謝礼、個人年金を受け取った人	支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書など
	そのほか収入がある人	収入金額および必要経費が分かる書類
	社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の納付済額のお知らせ、国民年金保険料控除証明書、年間支払額の証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
	医療費控除を受けたい人	医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など
ふるさと納税などの寄附金を支払った人	寄附金の領収書・証明書 *確定申告を行うと申請済みのワンストップ特例は無効になります	
	障害者手帳などをお持ちの人	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など

\*ほかにも書類が必要となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

**入場方法** 入場には「入場整理券」が必要です。整理券は、会場での当日配布またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行が可能です。なお、整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。配布状況は国税庁ホームページから確認できます。

**そのほか** 申告書の提出のみの人は税務署1階で提出してください。

**問合せ** 岡崎税務署 個人課税第1部門 ☎(0564)58-6511(内線3112、3113)

### 無料税務相談所

税理士による無料税務相談所を開設しますのでご利用ください。

**とき** 2月13日(火)～29日(火)（土日祝日を除く）  
午前10時～正午、午後1時～4時30分

**ところ** イオンモール岡崎3階イオンホール  
（岡崎市戸崎町字外山38番地5）

**入場方法** 入場には「入場整理券」が必要です。整理券は、当日会場にて配布を行います（オンラインによる事前発行はありません）。なお、整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

**問合せ** 岡崎税務署 個人課税第1部門  
☎(0564)58-6511(内線3112、3113)

### 確定申告と納税の時期

所得税・復興特別所得税・贈与税 3月15日(金)  
消費税・地方消費税 4月1日(月)

### 振替納税の振替日

所得税・復興特別所得税 4月23日(火)  
消費税・地方消費税 4月30日(火)

### ～振替納税利用のお願い～

納税は、便利で安心な口座振替をご利用ください。預貯金口座から自動引き落としされます。

**問合せ** 税務課 町民税グループ ☎(0564)62-1111(内線161、162) FAX(0564)56-6218